

2020年6月25日

## 「むさしの金銭信託～つなぐ想い～」の取扱開始について ～全国の地方銀行で初の「みまもり人」機能付きサービス～

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）は、2020年7月1日（水）より、長寿高齢化の進展に伴い、高度化するお客さまの相続・財産管理ニーズにお応えするため、「むさしの金銭信託～つなぐ想い～」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

当行では、2019年4月より、相続発生時にご家族が必要な資金を簡単な手続きで受け取ることのできる「むさしの遺言代用信託」の取扱いを行っております。

今般の新商品は、こうした相続時の遺言代用機能に加え、ご本人の認知症発症や要介護認定などに備えた財産管理機能を充実させたものとなります。

具体的には、医療・介護費支払をはじめとした財産管理を、信頼できる代理人の方が円滑かつ適切に行えるようになるほか、代理人以外のご家族を「みまもり人」に指定することで、お手続きの状況を客観的に確認することが可能となっております。

この「みまもり人」機能付きのサービスは、全国の地方銀行で初めてとなります。

当行では今後も、お客さまの相続や資産承継に関する様々なニーズにお応えするサービスの提供に取り組んでまいります。

### 《商品の概要》

コース名	提供できる機能	内容
ベーシックコース*	遺言代用機能	相続発生後、残されたご家族が安心して生活できるように、信託した資金を簡単な手続きで受取ることができます。
アドバンスコース	認知症・要介護時の財産管理機能	ご本人の認知症発症・要介護認定後は、あらかじめ指定された代理人が医療・介護費の払出など、財産管理を円滑かつ適切に行うことができます。（認知症や要介護になる前は、信託金を自由に使うことができます。）
	「みまもり人」機能	代理人以外のご家族の方を「みまもり人」として、財産管理の状況を代理人以外の方が見守ることができます。

\* 本商品の取扱にあわせて、「むさしの遺言代用信託」を本商品（ベーシックコース）に統合します。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
ソリューション営業部 信託コンサルティンググループ 吉岡  
TEL (048) 641 - 6111 (代) 内線 2391